

# 日本脳炎 予防接種 対象年齢等が変わります

第1期の接種の  
対象年齢が拡大されました

市で行っている日本脳炎定期予防接種（第1期）の接種対象年齢が拡大されました。現在の生後6か月から7歳

6か月までに加え、9歳から13歳未満の方も接種が可能となりました。まだ1回も接種していない方や1・2回で終了している方は、残りの回数の接種を対象年齢の期間内に受けられます。

**第2期の接種が可能になりました**

第1期で現在使用している新ワクチンが、第2期でも使用できるようになりました。第1期の接種が済んでいる方で、9歳から13歳未満の方は接種が可能です。

## パパ・ママ応援ショップ 新しい優待カードに 切り替えてください

～旧カードは今年3月で期限切れです～

協賛店舗で各種特典が受けられる「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の新しいカードをまだお持ちでない方は、お早めに切り替えをお願いします。

**対象世帯** 妊娠中の方から中学3年生までの子がいる家庭

**配布場所** 市役所1階子育て支援課、各総合支所福祉課、各区域の保健センター、児童センター、鷲宮児童館、久喜・栗橋地域子育て支援センター

**持物** 中学生までの子の年齢が分かるもの（健康保険証など）または母子健康手帳（妊娠中の方）

**その他** 新しいカードを受け取ったら、裏面に氏名を記入してください。

**問合せ** 子育て支援課子育て支援係（内線3282）および各総合支所福祉課（菖蒲・内線146／栗橋・内線238／鷲宮・内線168）

※新カードは、表面右下にバーコードとQRコードが印刷されています。

旧



新



# 11月は 児童虐待防止推進月間です

見すごすな 幼い子どもの SOS

子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為が「虐待」です。虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは虐待です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、しかも虐待者が親であるために、子ども

は、逃げたり自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは連絡（通告）しなければならぬと定めています。

**連絡（通告）先・問合せ** 子育て支援課子育て支援係（内線3283）および各総合支所福祉課（菖蒲・内線145／栗橋・内線236／鷲宮・内線166）、県中央児童相談所 ☎048・775・4152、県幸手保健所 ☎42・1101

**問合せ** 各区域の保健センター（中央）  
☎21・5354／菖蒲 ☎85・7021／栗橋 ☎53・1111／鷲宮 ☎58・8521